

平成28年度事務事業評価シート					取組みコード	33214
区分	事務事業	担当課	高齢介護課	作成日	平成28年5月13日	
事業名	高齢者世帯援護事業費	開始年度	平成4年度	予算科目	3.1.4.3.3	

1 事業の概要

総合計画での位置づけ	
部	第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり
章	第3章 ゆとりと生きがいのある高齢者施策の推進
節	第2節 高齢者保健福祉の充実
基本施策	1 在宅福祉サービス等の充実
取組みの基本方向 (4)ひとり暮らし高齢者等に対する各種在宅福祉サービスの充実をはかります。	
根拠法令等	①愛川町ひとり暮らし高齢者等世帯登録制度実施要綱②愛川町ひとり暮らし高齢者等携帯電話緊急通報システム事業実施要綱③愛川町ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱④愛川町ひとり暮らし高齢者給食(会食)サービス事業実施要綱⑤一人暮らし高齢者寝具乾燥事業実施要綱
目的 (誰・何を対象に、何のために)	介護保険の要支援・要介護認定が非該当であっても日常生活の自立度が低く、手助けや見守り等を必要とする高齢者を対象として、生活支援型のサービスを提供し、ひとり暮らし高齢者等に対する各種在宅福祉サービスの充実を図る。
内容・方法 (何を行って いるのか)	○ひとり暮らし高齢者等世帯登録制度 ひとり暮らし高齢者等の世帯が、日常生活に必要な支援を地域の中で受けられるよう登録を行う。 ○給食サービス 65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方などに、週3回を限度に夕食を自宅へ直接届ける。 《毎週月・水・金曜日実施 (個人負担分1食400円)》 ○ひとり暮らしの高齢者を対象に寝具の殺菌乾燥や会食サービス、緊急等通報システムなどを実施。

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名	平成21年度	平成28年度			
		『高齢者保健福祉の充実』について「満足」と感じる住民の割合	30.4%	40.0%			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果		手助けや見守り等を必要とする高齢者に、サービスが行き届くこと					
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給食サービスの利用延べ食数	増	年間の食数を見ることで、給食・見守りのサービスがどの程度行き届いたかを測る	計画値		6,992.0	7,038.0	8,162.0
			実績値	6,648.0	7,016.0	8,161.0	
			達成度※自動計算		100.3	116.0	0.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		制度の周知を図る					
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度
広報等による周知	増	対象者及びその家族等に周知することにより、必要な方の利用につながる	計画値		3.0	3.0	3.0
			実績値		3.0	3.0	
			達成度※自動計算		100.0	100.0	0.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

3 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000		
年 度			基準年度(決算) (平成25年度)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算見込)	平成28年度(予算)
(A) 事業費(円)			4,848,927	5,274,468	5,644,247	6,135,000
(B) 概算職員数(人)			0.170	0.180	0.180	0.185
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算			1,411,000	1,494,000	1,494,000	1,535,500
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算			6,259,927	6,768,468	7,138,247	7,670,500
単位当たりコスト※自動計算			941.6	964.7	874.7	
財源内訳(円)	特定財源	国庫支出金				
		県支出金				
		地方債				
		その他				
	一般財源※自動計算		6,259,927	6,768,468	7,138,247	7,670,500

4 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である		B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない		
	国や県において実施している事業との重複がない	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である		
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な不可欠な事業である	○	
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成27年度の目標を達成している	○	A
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用増≦成果アップ	B
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	A
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
総合評価 ※自動判定		良好に実施できている	

5 特記事項

②緊急通報システム:600円以上の通話料は自己負担 ③給食サービス:利用負担額 @400円
④会食サービス:利用者負担額 @250円 ⑤高齢者寝具乾燥事業:利用者負担額 実費の1割

6 自己評価(担当課)

評価結果	改善
理由	事業経費が増加傾向にあり、効率性の改善の余地があることから、自己負担額等の見直しが必要なため。
今後の方向性	現行制度は、要件に該当すればサービスが受けられるため、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯の増加による利用者の増加が著しい。また、平成18年以降、自己負担額の見直しを実施していないが、この10年間で、物価・人件費の上昇、消費税の増税があり、1食あたりの費用は年々増加している。今後、民間サービスとの住み分けや、所得に応じた金額設定などを含め、事業費増加の抑制策を検討する必要がある。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	所管課の方向性のとおり

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	
今後の方向性に係る意見等	

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

平成28年2月に設置された協議体の中で、不足するサービスや新たな担い手の創出等と併せ、各事業の生活支援サービスへの移行や民間会社への委託、負担金額の見直し等について検討を行い、消費税の増額の動向を考慮しつつ、可能なものから平成29年度以降順次改善する。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	改善
理由・改善方針	消費税率改定の動向を考慮しながら、各事業の実施方式や自己負担のあり方等について、協議体の中で検討し、見直しが可能なものについて、平成29年度以降順次改善する。